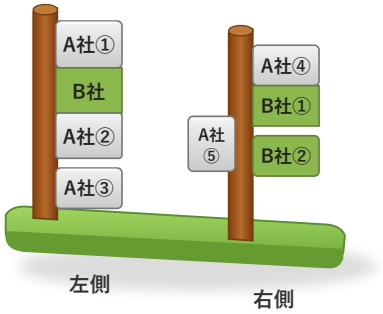
集合看板の余白率・高彩度色等の考え方について（１－９）

【許可基準】	奈良市景観ガイドライン（広告物編）の一般基準
【対象となる広告物】	広告塔、広告板、壁面広告物、塀及び垣広告物
【対象となる地域】	すべての地域



余白率・高彩度色等の算定ルール

表示面が**物理的に**個別に更新（変更）できるかどうかにより、表示面の考え方が異なります。

① 各表示面を個別に更新（変更）できる場合

各広告表示をそれぞれ独立した表示面として考えます。

A① ／ B ／ A② ／ A③

左側：A①・B・A②・A③の計4表示面

A④ ／ B① ／ B② ／ A⑤

右側：A④・B①・B②・A⑤の計4表示面

② 各表示面を個別に更新（変更）できず、一体の場合

一体として更新（変更）する範囲をまとめて表示面として考えます。

A①＋B＋A② ／ A③

左側：A①＋B＋A②、A③の計2表示面

A④＋B① ／ B② ／ A⑤

右側：A④＋B①、B②、A⑤の計3表示面

手数料（物件数）の算定

表示面を個別に更新（変更）できるかどうかにかかわらず、次の区分ごとに算定します。

左側	A①＋B＋A②及びA③を合わせて**1物件**
右側	A④＋B①、B②及びA⑤を合わせて**1物件**